

香川県厚生農業協同組合連合会 行動計画  
～女性活躍推進法に基づく～

本会において、女性職員がその個性と能力を十分に発揮できるようにするため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、次のとおり行動計画を定める。

1. 計画期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

2. 本会の課題

本会においては、従来から女性職員が多く、また職種や部門を問わず活躍している。しかしながら、少子高齢化の到来や医療技術の進歩等により、医療ニーズは高度化・多様化しているところである。このため、引き続き高度かつ安全・安心な保健・医療・福祉サービスを提供するためには、これまで以上に女性職員の活躍推進が重要となっている。

3. 目標と取組内容

目標1

管理職（課長級以上）に占める女性職員の割合を40%以上とする。

<取組内容>

令和3年4月1日～

各種研修会、面談等を通して女性職員の能力を引き出せる機会を持ち、キャリアアップのイメージや意欲を持ってもらう。

目標2

ワークライフバランスの推奨のため、全職員の月間平均所定外労働時間を35時間以内とする。

<取組内容>

令和3年4月1日～

院内の研修会や委員会を所定労働時間内に実施する。

4. 情報公開項目（令和7年6月1日現在）

- ・採用した職員に占める女性の割合

令和6年度 76.0%

- ・管理職に占める女性の割合

45.3%

- ・男女別平均勤続年数

男性 14年9ヵ月

女性 15年0ヵ月

• 男女別賃金の差異（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

区 分	男女の賃金の差異※
全労働者	71.7%
正職員	67.1%
非正職員（パート職員等）	79.1%

※男性賃金に対する女性賃金の割合

• 男女別賃金の差異についての補足説明

相対的に給与水準が高い医師が含まれており、また男性医師が多いため、格差が生じていると考えられる。

医師を除いて集計を行った場合は以下のとおり。

区 分	男女の賃金の差異
全労働者	92.1%
正職員	99.4%
非正職員（パート職員等）	82.1%